

令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた
建築関係工事に適用する市場単価の運用の一部改定について（送付）
このことについては、令和4年4月13日付け4企技第72号で通知している
ところですが、下記のとおり一部改定しましたのでお知らせします。

記

1 工事費の積算方法

「2 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 市場単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 補正方法

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価×補正率
- ・補正市場単価×補正率

表-1 補正の対象工種と補正率
建築工事

	対象工種	補正率
4月度単価	鉄筋	1.02
	上記以外の工種	1.01
7月度単価	全ての工種	1.01

電気設備工事

	対象工事	補正率
4月度単価 7月度単価	「プルボックス用接地端子」、 「防火区画貫通処理金属管・丸 型用」以外の配管工事	1.01
	配管工事	1.01
	接地工事（屋外）	1.01

機械設備工事

	対象工種	補正率
4月度単価 7月度単価	全ての工種	1.01

なお、表－１の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、小数点以下第３位を四捨五入して小数点以下第２位とする。

また、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料（令和３年３月２６日改定）」第４編第１章表Ａ－１、Ｅ－１、Ｍ－１の工種（ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分）による。

（２）記載方法

特記仕様書にその旨を記載する。

３ 適用時期

令和４年７月１５日以降に起工する建築関係工事に適用する。